

学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則案について

義務教育課

1 改正の理由

- (1) 長野県学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成 27 年長野県条例第 23 号）において、へき地手当の最高支給限度額が引き上げられたことに伴い、所要の改正を行う。
- (2) 平成 27 年 4 月 1 日の学校統廃合に伴い所要の改正を行う。

2 改正の内容

- (1) へき地手当の最高支給限度額が引き上げられたことに伴い、級別の支給割合を下表のとおり改正する。

支給割合 級地区分	現 行	改正後	平成 27 年度経過措置
1 級	100 分の 2.5	100 分の 3	100 分の 2.8
2 級	100 分の 3.5	100 分の 4	100 分の 3.8
3 級	100 分の 4.5	100 分の 5	100 分の 4.8
4 級	100 分の 5.5	100 分の 6	—
5 級	100 分の 6.5	100 分の 7	—
へき地学校に 準ずる学校	100 分の 2	100 分の 2.5	100 分の 2.3

※ 4 級地、5 級地については、現在指定する学校がないため経過措置は行わない。

- (2) 学校の統廃合によりへき地学校の指定を以下のとおりとする。
下伊那郡松川町立松川東小学校を「へき地学校（1 級地）」から削除

3 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日

学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則案

学校職員のへき地手当等に関する規則（昭和46年長野県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の2.5」を「100分の3」に、「100分の3.5」を「100分の4」に、「100分の4.5」を「100分の5」に、「100分の5.5」を「100分の6」に、「100分の6.5」を「100分の7」に改め、同条第2項中「100分の2」を「100分の2.5」に改める。

附則第2項及び第3項中「当分の間、」を削る。

別表第1の1級の項中 「

上田市立菅平小学校
下伊那郡松川町立松川東小学校

」を

「

上田市立菅平小学校

」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
（平成30年3月31日までの間におけるへき地手当の支給割合）
- 2 この規則の施行の日から平成30年3月31日までの間におけるこの規則による改正後の学校職員のへき地手当等に関する規則第3条の規定の適用については、同条第1項中「100分の3」とあるのは「100分の2.8」と、「100分の4」とあるのは「100分の3.8」と、「100分の5」とあるのは「100分の4.8」と、同条第2項中「100分の2.5」とあるのは「100分の2.3」とする。

学校職員のへき地手当等に関する規則新旧対照表

(昭和46年長野県教育委員会規則第3号)

改正案	現行
<p>(へき地手当の額)</p> <p>第3条 前条第1項に規定するへき地学校に勤務する学校職員に支給するへき地手当の月額、給料及び扶養手当の月額に規定するへき地学校の級別に応じ、次に掲げる級別ごとの支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>1級 <u>100分の3</u></p> <p>2級 <u>100分の4</u></p> <p>3級 <u>100分の5</u></p> <p>4級 <u>100分の6</u></p> <p>5級 <u>100分の7</u></p> <p>2 前条第2項に規定するへき地学校に勤務する学校職員に支給するへき地手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額に<u>100分の2.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>附 則</p> <p>(55歳を超える学校職員のへき地手当の特例)</p> <p>2 条例附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給される学校職員に対するへき地手当の支給に当たっては、第3条第1項又は第2項に規定するへき地手当の額から、当該学校職員の給料月額に対するへき地手当の0.5を乗じて得た額(当該学校職員の給料月額に100分の99.5を乗じて得た額が、当該学校職員の属する職務の級における最低の号俸の属する職務の級にあつては、当該学校職員の給料月額から当該学校職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額を減じた額)に相当する額を減ずる。</p> <p>3 条例附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給される学校職員に対するへき地手当に準ずる手当の支給に当たっては、第4条第2項に規定するへき地手当に準ずる手当の額から、当該学校職員の給料月額に対するへき地手当に準ずる手当の0.5を乗じて得た額(当該学校職員の給料月額に100分の99.5を乗じて得た額が、当該学校職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額に100分の99.5を乗じて得た額が、当該学校職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額から当該学校職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額を減じた額)に相当する額を減ずる。</p>	<p>(へき地手当の額)</p> <p>第3条 前条第1項に規定するへき地学校に勤務する学校職員に支給するへき地手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額に同項に規定するへき地学校の級別に応じ、次に掲げる級別ごとの支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>1級 <u>100分の2.5</u></p> <p>2級 <u>100分の3.5</u></p> <p>3級 <u>100分の4.5</u></p> <p>4級 <u>100分の5.5</u></p> <p>5級 <u>100分の6.5</u></p> <p>2 前条第2項に規定するへき地学校に準ずる学校に勤務する学校職員に支給するへき地手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額に<u>100分の2</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>附 則</p> <p>(55歳を超える学校職員のへき地手当の特例)</p> <p>2 当分の間、条例附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給される学校職員に対するへき地手当の支給に当たっては、第3条第1項又は第2項に規定するへき地手当の額から、当該学校職員の給料月額に対するへき地手当の月額に100分の0.5を乗じて得た額(当該学校職員の給料月額に100分の99.5を乗じて得た額が、当該学校職員の属する職務の級における最低の号俸の属する職務の級に達しない場合にあつては、当該学校職員の給料月額から当該学校職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額を減じた額)に相当する額を減ずる。</p> <p>3 当分の間、条例附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給される学校職員に対するへき地手当に準ずる手当の支給に当たっては、第4条第2項に規定するへき地手当に準ずる手当の額から、当該学校職員の給料月額に対するへき地手当に準ずる手当の0.5を乗じて得た額(当該学校職員の給料月額に100分の99.5を乗じて得た額が、当該学校職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額に100分の99.5を乗じて得た額が、当該学校職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額から当該学校職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額を減じた額)に相当する額を減ずる。</p>

改正案

額に対するへき地手当に準ずる手当の月額)に相当する額を減ずる。

(別表第1) (第2条関係)

級地区分	学校
1級	上田市立菅平小学校 下伊那郡阿南町立新野小学校

～

現行

額を減じた額に対するへき地手当に準ずる手当の月額)に相当する額を減ずる。

(別表第1) (第2条関係)

級地区分	学校
1級	上田市立菅平小学校 下伊那郡松川町立松川東小学校 下伊那郡阿南町立新野小学校

～